

安元御賀の蹴鞠と藤原頼輔

北山 円正

一

安元二(一一七六)年三月四日、後白河法皇の五十歳を祝い、東山の法住寺南殿において賀宴が催された。主催は高倉天皇である。当時の宝算を祝賀して開く宴は、通常賀宴がありその翌日に後宴がつづくものであった。安元度の場合には三日間にわたって開催された。まず四日に、天皇の行幸に始まって、雅楽・音楽の遊びなど盛大な催しがつづいた。これが賀宴であり、三日間における中心の行事である。後宴は、第三日に行う、締めくくりとなる行事の日であり、船楽・雅楽・御遊などが華麗に奏せられた。賀宴に勝るとも劣らぬ、充実した内容である。

この賀宴と後宴に挟まれた第二日は、重要な意義を持たなかったようである。ただ、右大臣藤原(九条)兼実の日記『玉葉』には、「主上・法皇・女院・中宮御三坐簾中、以三東二二間一為三御所」、右中将藤原定能の日記『定能卿記』にも、「主上・法皇、於三御簾一御覽」とあって、天皇と法皇は出御して船楽・蹴鞠・御遊などを見ていた。

この時の模様を記録した、藤原隆房の『安元御賀記』には、かくて明くれば、五日になりぬ。あすは後宴にて、今日はさ

したることなけれども、ただにやは暮らさむとて、関白以下、宿直装束にて参り集まれり。

とあり、「さしたることな」き日であった。『定能卿記』には、「今日日次不_レ宜。仍不_レ被_レ行_二後宴_一」という理由で後宴を行わなかったと述べている。また、『玉葉』は、次のように記している。

頭弁長方示_二余及内府_一云、明日於_二御船及御前_一、可_レ有_二御遊_一。可_レ参入_一(両日共可_レ彈_二琵琶_一云々)者。余聊有_二所勞_一、相扶申_二可_レ参之由_一了(背有_二小二禁_一。当時付_レ葉参入。仍有_二此答_一)。内府又申_二可_レ随_レ体之旨_一(三月四日。「二禁」は、腫れ物、でき物)

頭の弁藤原長方は、兼実と内大臣藤原師長に、明日参入するよ_{うに}依頼する。兼実は所勞を推して参上すると、師長の方は体調次第であるとの返答。これからすると、第二日の参加は随意であったらしい。貴頭のみを選択が可能だったのであるか。このような位置づけの日だったのである。

第二日は格式張らぬ日であつたらしい。それは衣装からもうかがえる。兼実は「直衣」、関白基房(兼実の兄)は「浅黄綾指貫」と『玉葉』にある。直衣は普段着。指貫は、略式の公服もし

くは普段着に用いる袴である。「安元御賀記」にも、「関白以下、宿直装束にて参り集まれり」と記しており、身軽な衣装である。御賀第一日の兼実は「束帯」、基房は「位袍」——束帯の時に着る上着——であり、ともに宮中での公事において着用する礼服である。上位の人々（公卿）は、第二日の催しに軽装で参加していた。気の張らない非公式の日と理解していたのであろう。

さかのぼって正月二日、兼実邸を訪れた長方は、「御賀三月四日、後宴六日、試楽二月廿一日云々」と語っている（『玉葉』）。賀宴・後宴・試楽の日程を示しているが、三日間の中日三月五日の内容については言及していない。さらに、賀宴の前々日三月二日の同記には、

伝聞、今日左大臣付「藏人右少弁光雅」（以「消息」送之）、被_レ奏_二賀宴式_一（兩日載_二一紙_一）。光雅内覽奏聞（内、院）、返給。下_二上卿中宮大夫_一云々。

と、左大臣藤原経宗が、賀宴の式を高倉天皇と後白河法皇に奏したと記している。そこには「兩日」（三月四日・六日）の「式」が「一紙」に書いてあったという。つまり公式の賀宴は四日と六日であり、五日は公式行事の日ではなかったと言えよう。

中日は何らかの意義を持つ日ではなかったようだが、前例に準拠した催しはあった。安元の御賀は、「今度賀宴、偏康和例也。仍無_二法会_一（延喜・康和無_二法会_一。天永・仁平有_二法会_一）」（『玉葉』三月四日）とあるように、康和四（一一〇二）年の白河上皇五十賀宴にならうことを基本方針とした。三月十八日に賀宴、二十日に後宴を催し、中日の十九日は、「坎日」（陰陽道で凶とする日であり、外出・行事などを控えた）に当たり、ま

た「内堅固一日御物忌也。仍無_二指事_一也」と天皇の物忌の日であった。それで、中宮の女房らの乗船の興・船楽、中宮の御方で管絃の興を行うのみであった（藤原宗忠「中右記」）。その時の参加者である右大臣藤原忠実の「殿曆」にも、「依_二御物忌_一、今日無_二後宴_一」と記している。つまり中日は、「坎日」「御物忌」であったので後宴ができなかったのである。安元の場合は、「今日日次不_レ宜」（『定能卿記』）という事情があったが、康和の例にならったので中日を設けたということもあろう。

この日には、賀宴の舞台である法住寺南殿の庭前において、蹴鞠を行っている。当時は蹴鞠が隆盛を迎えた時期であり、貴族の遊びとして浸透していた。『安元御賀記』『玉葉』『定能卿記』は、この時の蹴鞠について詳しく書きとめている。とりわけ『安元御賀記』は、その頃の上足（名手のこと）藤原頼輔の振る舞いおよび周囲の人々の様子を、興味深く描いている。頼輔は上鞠（鞠会で最初に鞠を蹴る役）をつとめており、その場を主導する人物である。この人を中心に繰り広げる蹴鞠およびその周辺の問題について、諸資料を取り上げつつ所見を述べてみたい。

二

安元御賀の中日（五日）の催しについて述べておく。まず建春門院（平滋子）・中宮（平徳子）の女房らが寢殿の前庭の池で船二艘に乗った。船遊びである。兼実・師長ら公卿・殿上人も乗船して船楽を奏した。つづいて前庭での蹴鞠、そして御遊を行った。船遊び・船楽と御遊は、康和の例にならっている。この点では、

中日の内容も先例に従ったということになる。ただ蹴鞠については、『殿暦』『中右記』ともに何も記録しておらず、康和の御賀では蹴鞠は行わなかった。蹴鞠は、康和以外の御賀に先例がある。それは、

又白河院六十御賀、樋口の齋宮院内にして、藏人所衆蹴鞠会あり。内所衆の方より鞠を送る（藤原頼輔『蹴鞠口伝集』卷上・上鞠事）

とある、天永三（一一二二）年三月十六日（賀宴）・十八日（後宴）に催された白河院六十賀宴の時である。十七日は、「掃忌并坎日也。今明内御物忌也」（『中右記』）のために後宴を行わなかった。そして、「殿上人等」が参上し、「上卿」が「伊勢幣并春日幣使」出立の儀を行っている。これは賀宴とは関わりがない。また『殿暦』は「今日昨日改御装束。無別事」とのみ記す。いっぽう鞠場（蹴鞠を行う場所）は「樋口の齋宮院内」であり、賀宴のあった六条院ではない。賀宴参加者の記録である『殿暦』『中右記』は、蹴鞠について何も記さない。この時の蹴鞠は、賀宴の一連の催しに組み込まれていなかったのかもしれない。記録に残っていない十七日に行われたのであろうか。白河院の「藏人所衆」が、内々に行った賀宴の余興の可能性はある。

御賀における蹴鞠の例は、仁平二（一一五二）年三月の鳥羽上皇の御賀においてもあった。『定能卿記』の、蹴鞠の装束に関する記事に見える。

下官（放老懸、撤弓箭・劍等）、上結、不着襪、以藍革結足。

裏書曰、鞠時不放老懸、有其謂一歟。然而仁平皆放之。

公保朝臣一人今、時家任仁平例可放之由、按察被示也。仍雖不知是非放之了。又多如此。

「下官」は藤原定能。蹴鞠の際に「老懸」（「綉」とも書く。武官の冠の両耳につける扇形の飾り）を付けておくか取り去るかについて述べている。「放」っていた「仁平の例」にならって、平時家は「放」っていると、按察使源資賢が示したとある。これによれば、仁平の御賀では蹴鞠を行ったことが分かる。ただ、仁平の賀宴を記録する『仁平御賀記』『兵範記』の三月七日・八日両日にその記事がない。あるいは天永度と同様、他の場所での実施だったのであろうか。そうなると、相違点はあるが、安元御賀の中日における蹴鞠は、天永・仁平を前例とした催しと言えるのではない。定能は参照すべき先蹤として、仁平の蹴鞠を取り上げている。ところで、定能が先例として引いた仁平度の蹴鞠の記録は、何に拠ったのであろうか。右の二書には何も触れていない。重視していなかったのだろうか。賀宴の埒外の催しとして位置づけられていたのであろうか。天永の場合も同様であろう。

これに対して安元の場合は、中日の催しとは言え、記録されており、しかるべき位置を占めていると見なければならぬ。

天永御賀においては、「藏人所衆蹴鞠会」白河院の藏人所の人々の遊びであった。参加者の顔ぶれは不明。仁平の時は、「老懸」を付けるか否かを考証する際の先例となつていたのであるから、六衛府つまり武官が鞠足（鞠場で蹴鞠を行う人）であったと分かる。ただそれ以上は不明である。これに対して、安元度では、上鞠の頼輔をはじめとする鞠足たちを召している。上鞠に選ばれたのは名誉なことであった。

刑部卿頼輔とて、いそのかみ古めきたる人います。この道にかみなきものとして、けふの上鞠の料に、ことさら殿上へ召されたり（『安元御賀記』）

依二関白相示一上レ鞠（刑部卿頼輔朝臣上之。件人依二此事、近曾昇殿云々。……）（『玉葉』）

刑部卿頼輔朝臣（上鞠。依二此芸被レ聽二昇殿。……）（『定能卿記』）

このように、当時最上の鞠足頼輔を召すために、「昇殿」を聴きしたのであった。後掲の『重家集』詞書にも、「刑部卿内殿上許されぬと聞きしかば」とみえる。その技量は、「今日大夫方有二蹴鞠事一。当世之上手等参入。刑部卿頼輔朝臣在二此中一。件人無双達者也」（『玉葉』安元年四月五日）とあり、「当世之上手等」が集まった中で、「無双達者也」と評せられた。ほかに、藤原（中山）忠親の日記『山槐記』にも、高い評価が見える。治承三（一一七九）年三月五日条（安元御賀の二年後）に、頼輔からの書状を引いている。そこには、高倉天皇の院御所への行幸および翌日に蹴鞠会のあること、その時の衣装について、蹴鞠の師である藤原成通の「教訓」を引きつつ述べている。そして忠親はその書状の後に、「此人蹴鞠長也」蹴鞠を主導する人物であると捉えている。鞠足としての実力のみならず、故実についての豊かな知識も、高く評価したということなのであろう。法皇・天皇の御前、つまり晴の場に召されるべき第一人者だったのである。安元における蹴鞠は、たんなる遊技ではなく、格式を備えた催しだったのであろう。

頼輔が上鞠に召され、これにともなう昇殿が許されたことは、

よく知られていたらしい。次のような藤原重家と頼輔の贈答歌が残っている。

院の五十御賀に鞠あるべしとて、刑部卿内殿上許されぬと聞きしかば、言ひつかはしし

いかばかり名を上げてける鞠なれば雲の上までのほるなるらん
返し

刑部卿

落さじと空にし上ぐる鞠なれば雲の上（名とどめける）

（『重家集』588-589）

重家の「名を上げ」の「上げ」に「上げてける鞠」の「上げ」を掛け、「雲の上」は殿上を意味する。祝意を示した贈答である。頼輔の返歌の「落とさじ」は、鞠について言う。「空」は「雲の上」とともに殿上を表すことば。巧みな蹴鞠によって殿上に名をとどめた（昇殿できた）と誇らしげである。

頼輔は「上鞠」に指名されて、天皇・上皇の御前でどう上げるべきかを知ろうとした。「賀茂の神主家平」のもとへ行き、「御賀の上げ鞠」に関する「子細・訓説」を問い、意見を交換している（『古今著聞集』卷十一・蹴鞠・412）。「上鞠」をどう勤めるかを、頼輔は思索しつつ、起用されることを名譽と感じていたに違いない。そうなると、この中日の蹴鞠は、周到に準備した上で催しと言えそうである。『玉葉』がその名を挙げる「堪二蹴鞠一之侍臣九人」は、優れた鞠足として選ばれたはずである。

さきに取り上げたように、『玉葉』の四日条によると、兼実と師長は翌日の参加が不確実であった。しかし、五日の記事には、「乗船人、余（琵琶。字若御前。在二蓮花王院法蔵）、内

府（等。伏見）……とあつて、二人とも船樂を奏している。そして、蹴鞠の後に御遊があり、「所作人如二乗船」と奏者は船樂の時と同じであった。にわかには奏者が決まったものではあるまいか。ほかに、「先可レ吹二双調一歎、將直可レ奏二平調一歎、聊有二議定」と、双調と平調のいずれを先に奏するかで議論があり、その時になつて問題が浮上したようである。また、「抑今日御遊、内府可レ彈二琵琶一之由、去夜所聞也。而実宗彈之。若内府推薦歎」と、御遊において師長が琵琶を弾くと聞いていたのに、藤原実宗が弾いていると、決めごとがいつの間にか変わっており、兼実は不満気味である。催しの内容は流動しやすかつたらしい。中日は、第一日の御賀、第三日の後宴とは異なる、不確定要素の多い日だったと言わねばならない。その中であつて、蹴鞠については、上鞠・鞠足を確定して、行き届いた準備をしていたのである。

三

蹴鞠の模様を取り上げたい。鞠足らが「西中門」（『玉葉』）から寝殿の「前庭」に入場する。その人々は、「安元御賀記」の定家本には、藤原定能・藤原親信・藤原泰通・源有房・平維盛・源雅賢・源家光・藤原頼輔ら八人。群書類従本には、さらに藤原実宗・平重衡・平親宗・藤原経房・平通盛・藤原長方が加わつて十四人。ただしその本文には、「この人々十五人」とある。『玉葉』と『定能卿記』は、定家本の八人に平時家が加わつて九人。群書類従本は、何らかの意図をもつて定家本に六名を追記したとおほしい。蹴鞠は通常八人で行うものであり、群書類従本の十四

人は多すぎる。付加された六人は、鞠場からこぼれた鞠を取つてもとにもどす野伏とも考えられるが、定家本もしくは『玉葉』と『定能卿記』の方が正しいのであろう。

鞠足らの装束には、人ごとに違いがある。『玉葉』によれば、親信と頼輔は「束帯」、定能・泰通・有房・雅賢は「直衣」を着ている。維盛・家光・時家については、「束帯」か「直衣」かの記述がない。おそらく直衣を着ているのであろう。束帯は公式の場での改まった服装であり、頼輔は晴の場で上げ鞠を勤めるので、束帯を着て威儀を正したのであろう。親信がなぜ束帯なのかは分からぬ。一方直衣は普段着であり、蹴鞠のために動きやすい服装を身に付けたのであろう。

定家本「安元御賀記」は、本文の「刑部卿頼輔」に「着襪。他人不着。束帯人襪如例」（襪を着く。他人は着けず。束帯の人の襪例の如し）と傍記している。「襪」は束帯の時に履く足袋。「和名抄」（巻十二・履襪類）に「説文云、襪（音末、字亦作レ襪。和名之太久頭）足衣也」、「類聚名義抄」（法中）に「シタウツ」の訓がある。また、衣服令の「朝服」には、「一品以下、五位以上、並皂羅頭巾、衣色同三礼服。……白襪、烏皮履」と、出仕の際の服装を規定している。この「襪」からも、頼輔の御前での改まった姿勢がうかがえよう。他の鞠足はみな若く、気軽な衣装であるため、束帯を身に付けた高齢の頼輔は、鞠場では目立ったことであらう。

『安元御賀記』は、頼輔を「石の上ふるめきたる人います」と描く。年老いた人がおいでになるといふ——この時六十五歳——「石の上」は、「ふる」に掛かる枕詞。この記は、時おり和歌修

辞を用いる。⁽¹⁾「います」は、奈良時代には、あり・をり・行く・来などの尊敬語。平安時代にはおもに漢文訓読語として見え、あり・をりの尊敬語として用いられるが、敬意は低い。和文ではあまり見られない。和文では軽い揶揄や軽侮を込めて用いることがある。これもそのような意味を含んでいるであろう。

ある人々聞こゆるやう、「このごろは、源少将なむいますなる。昼もいますなり」と言へば（『和泉式部日記』。敦道親王にその女房が、和泉式部に源少将が通っているようだと云う）

「……かく口惜しくいましける君なれば、あたら御さまをも見知らざらまし。……」（『源氏物語』東屋。浮舟との縁談を破棄した少将を、女房が批判）

などがその例。年老いてようやく昇殿を聴された、頼輔程度の身分の者に敬語を用いる例はこの記にはない。ここは何らかの意図をもった表現と解するべきであろう。

四

鞠足が鞠場に控え、関白基房の指示で蹴鞠が始まる。上鞠の頼輔が蹴って始まるのだが、『玉葉』によると、「刑部卿頼輔朝臣上之。件人依三此事」近會昇殿云々。先与三親信朝臣三暫相讓」と、親信と上鞠を譲り合っている。前引『古今著聞集』では、頼輔が賀茂家平に、「御賀の上げ鞠つかうまつるべきよし勅定あり」と語るとおり、この名譽ある役割を命じられているのであるから、余人に譲るのは不審である。あるいは儀礼・作法の一つであろう

か——役割を譲り合うことについては、注(7)において触れた——。親信が束帯を着けているのは、このことと関わりがあるのかもしれない。ただ親信が名手であったとする記録は見あたらない。

『御賀記』に、

鞠をとりて、前後ろへよりのきたたずむ。四五度ばかりして、四方を見まはす。人々たち回れといふ心とかや。さて、ふたび足に当ててのち、我がもとへ鞠来れば、ぬけ足を踏みて、逃げられき。それしもわりなしや。

がある。頼輔の蹴鞠の所作であろう。ただどういう意味を持った動きであるのかが分からない。以下、推測を述べる。蹴り出す時であろうか、立ち位置から前後に動く。これを四五回行う。そして周りを見まわすとある。記者は、それが鞠足らに回れということかと推しはかかっている。『遊庭秘抄』には、

主人左の方にましませば、まづ右の足より踏みよりて、左の膝をつきて蹲居して、右の手にて鞠をとり（取革をとるべし）、左の手にて鞠をかかへ（鞠のいただきを上へなすべし）、右の足より立ちて、左の足一しりぞけ、又右の足一しりぞけて、今度は左の足一、右の足おなじ座敷にて踏みうごかして（今度はしりぞくべからず）、左のかたに立つ人より右の腋に立つ人まで見廻て主人のかたへ向きて、右の足一踏みより、左の足一踏みて、則蹴之（上巻、「上鞠事」）

と、上鞠の所作を詳細に記している。「右の足より立ちて、左の足一しりぞけ、……」は、「前後ろへよりのきたたずむ」（『御賀記』）と、「左のかたに立つ人より右の腋に立つ人まで見廻

て」は「四方を見まはす」（『御賀記』）と関連があるうか。

【御賀記】の「ふたたび足に当ててのち」は、鞠を二度蹴って他の鞠足に渡したということ。先に引いた『古今著聞集』によれば、頼輔は賀茂家平に上鞠の所作について問ひ、「皮襪を履きて、三足蹴んと思ふなり」と自分の考えを語った。家平は「装束には襪候ふ。七十の後、三足の上鞠見苦しく候ひなん」と応えている。高齢の者が三度蹴るべきではないとの見解である。対して頼輔は、「人をは知らず、我はさせんと思ふなり」と、その意思を伝えるのだが、結局は家平の意見に従ったことになる。頼輔は、『蹴鞠口伝集』（下巻・御賀の上鞠事）で安元御賀での蹴鞠を回顧して、

また鞠の数は、三足を一段とするは、人のもとより受けとる
足一、我がふむ一、また人に譲る足とはせて三足なり。こ
れは我が上げんずれば、受けとる足はあるべからず。納言一
足にてもありなんとぞ仰せられしは、かつ知り給へることな
り。二足と思ふ給ふるなりと申して、そのままに遂げをはり
ぬ。

と記す。「三足」とする上鞠に対して、師成通（「納言」）は、一足でもよいという見解を持っており、その間をとって「二足」としたと述べている。

上鞠頼輔は、「ふたたび足に当ててのち」誰に鞠を渡したかを、安元御賀の記録類は記していないが、頼輔自身の記すところによれば、渡した相手は藤原泰通である。

法皇五十御賀の時、上鞠すべき由仰せ下されて、御鞠の会あるべき前の日、泰通朝臣のもとにまかり向かひて、申して云ふ。鞠は殿閣納言の御弟子なり。而かかる仰せの下りたるは、

後代に名をとどめんずるは、ひとへにかの御徳なり。報恩のために貴下に譲りたてまつるべきなり（同右）

上鞠を命じられ、後代に名をとどめるのは、「殿閣納言」成通つまり泰通の父——泰通は成通の猶子。実父は為通——のお蔭であり、その「報恩」のために子息に譲るのだという。頼輔は上鞠を名譽とし、師への感謝の気持ちを泰通に向けて表したのである。

頼輔が「報恩」を行う前に、先に引いた、家平を訪れて御賀の上鞠について尋ねた時の話し合いがあった。先の『古今著聞集』には、

家平云はく、「さて誰にか鞠をば譲りたまふべき」。三品云はく、「少将泰通朝臣に譲らんずるなり」。家平云はく、「その儀ならば内々に申させたまひたるや」。三品云はく、「その儀なくとも、何か苦しからん。淡路の入道の弟子にて神主あり。神主の弟子に侍従の大納言あり。大納言の弟子にて我あり。されば、その相違あるべからず」とぞいはれける。家平、「されども御文を遣はして返事を取りて持たせたまひたらん、しかるべく候ひなん」とぞいひける。

とある。頼輔（「三品」）は家平の問いに対して、上鞠から泰通に鞠を渡すと告げている。その理由は、右の『蹴鞠口伝集』にも述べるとおりである。その意思を泰通に伝えたかと問うと、「その儀なくとも、何か苦しからん」伝える必要はないとのこと。さらに源盛長—成平—成通—頼輔と続いてきた師弟関係があるので、分かってくれると返答している。それでも家平は、文を遣わしておくのがよいでしょうと助言する。頼輔は泰通への事前の通告をしそうではないのだが、右の『蹴鞠口伝集』によれば、「御鞠の

会あるべき前の日」に泰通のもとを訪ねて、意向を伝えている。結局家平のことばに従ったのである。上鞠についてもそうであった。頼輔は家平を信頼していたと言えようか。

五

『御賀記』は、頼輔が「ふたたび足に当ててのち」を、

我がもとへ鞠くれば、ぬけ足を踏みて、逃げられき。それし
もわりなしや。

と記す。この個所も十分な理解ができない。「ぬけ足」は抜き足のことか。そうすると鞠が来た時にこつそり逃げたということなのであろう。その場つまり鞠場から立ち去ったのではないだろうが、鞠から身を退けたのではないか。上足らしからぬ演技であり、観客には興ざめなことであった。「それしもわりなしや」は、道理・筋道のない、わきまえ・分別をなくした振る舞いだと、失望・慨嘆を表している。名手とは思えぬ演技だったのである。「逃げられき」の「られ」は、逃げる行為に敬意を表しており、先に触れた「いまし」とともに、頼輔への軽侮・罵辱を示していると思われるであろう。

『定能卿記』は、この模様には触れないが、『玉葉』は、次のように記している。

鞠間無^ニ殊事^一。但頼輔朝臣、依^ニ堪能^一雖^レ応^ニ其撰^一、今日頗
不^レ入^ニ其興^一。衆人以為^レ無^レ詮^一（後聞、頭弁曰、刑部卿於^レ
鞠者、不^レ中^レ用人^一歟。万人大咲云々）。

蹴鞠の間には特別なことはなかったとは、盛り上がりを欠く内容

だったということ。上足を買われて御前での蹴鞠に参加したというのに、興味がなくその甲斐がないと、観衆は批判したのである。聞けば、行事を取り仕切る「職事」藤原長方は、頼輔はその任にはあらずと酷評し、「万人」が笑ったと語った。上鞠らしからぬ演技・振る舞いに誰もがあきれ返った。『御賀記』の「それしもわりなしや」を裏づけている。

なぜ頼輔は、上足の名を汚すような振る舞いに及んだのであるうか。『御賀記』の記事は、それを遠回しに言わんとするかに見える。

この人の鼻のありさま、いとけしからぬを、あなかしこ、ひきにかくべからざるよし、かねて仰せ下されたれば、人々見ぬ顔をすれど、尻目はただならず。

頼輔の鼻は、特異な形状であった。このことは、『平家物語』にも、

平大納言時忠卿、……維村にいでむかつてのたまひけるは、
「……その鼻豊後が下知にしたがはむこと、しかるべからず」とぞのたまひける。豊後の国司刑部卿三位頼資卿はきはめて鼻の大きにおはしければ、かうはのたまひけり（覚一本・卷八「大宰府落」）

とあり、平時忠は、その大きさをもって「鼻豊後」と呼び、そんな男の「下知」に従うなど見下した物言いである。

かつて頼輔は騒動を起こしていた。『台記』『本朝世紀』によって、その顛末の概略を述べれば次のとおり。康治二（一一四三）年正月十二日、鳥羽の炎魔堂へ鳥羽法皇の臨幸があり、心経会が修せられた。法会の終わらぬうちに、右少将源成雅

との「鬪諍」が始まった。発端は頼輔への「嘲哂」。頼輔は「罵辱」で応じ、その場を逃れる。成雅が追いかけて御堂門外の橋下で「拏攫」(つかみ合い)となる。ともに相手の「本鳥」をつかむありさま。そして、左衛門少尉平惟繁が郎等らに頼輔を描えさせると、成雅は勢いを得て、「劍」(実際は鞘のまま)で額を二度「切り破り」、「衣冠」を血で染めたという。その後頼輔が取りついて、両者は「渠中」(溝の中)に入り久しく放さなかつた。頼輔は、成雅の顔を「掻き損ひ」もしている。二人の本鳥の解けた姿は「大童」のようであつたという。成雅はその場から馬で逃げてゐる。「殿上人」は「群れを成して見物し」、「貴賤視聽の輩、驚歎せざるなし」であり、「此くの如き品格の人、人に刃傷す。我が朝未曾有の事なり」と、考えられないような事態であつた。当然右少将成雅は処罰される。尾張守と併せて解官されてゐる。頼輔の方は、「院殿上の籍」を除かれた。騒動の始まりは成雅からの「嘲哂」である。その中身は明らかではないが、頼輔の鼻への侮辱や揶揄であつた可能性はある。屈辱・怒りを暗らさずにはおられぬほどの「嘲哂」を受けたようである。この事件から推測すれば、安元御賀の蹴鞠の場で、興をそぐような演技をするのも、鞠足や観客らの好奇の視線や心ないことばなどが、きっかけであつたのかも知れない。

蹴鞠の際に鞠足らの視線が頼輔に向けられたことを、『安元御賀記』は書きとめている。上鞠としての振る舞いを、「それしもわりなしや」と批難した上で、「この人の鼻のありさま、いとけしからぬを」鼻が奇怪な形状であると、たたみ掛ける表現である。「あなかしこ」ああ、とんでもないことだと、異様な形状への恐

れを表し、見てはならぬと仰せられたという。「ひきにかく」は横目で見るとの意か——群書類従本は「目にかく」に作る。この方が分かりやすい——。「仰せ」は後白河法皇が高倉天皇のいづれかの命令である——類従本には、「かねて院の御方、殿上人どもに仰せ下されたれば」とあり、法皇の命令であつたとする——。にもかかわらず、鞠足らは視線を向けていたのである。好奇の眼を向けられて、頼輔は、怒りや屈辱失望を味わつたのではないか。これでは反感を持つても仕方がない。演技に身が入らなかつたのも得心が行く。『御賀記』は頼輔の心裡を巧みに描いたのではあるまいか。

類従本では、「尻目はただならず」の後、

見ながら笑みたり。中にもこの頭中将実宗、中宮亮重衡、こ
とに花やかにほこりかなる若き人にて、えたえず笑ひぬるに、
人々いとど催し顔なり。

とつづく。藤原実宗と平重衡の遠慮のない笑いは、「ことに花やかにほこりかなる若き人」を讃える表現になつており、定家本とは内容を異にする。

それにしても頼輔はなぜこのように描かれるのであろうか。賀宴という慶事を記録するにふさわしい記事とは考えにくい。『御賀記』の特性を知る上で重要な手掛かりとなるのではあるまいか。

六

後白河法皇の五十歳を奉祝する、安元二年三月の賀宴・中日・

後宴には、『安元御賀記』『玉葉』『定能卿記』などの記録がある。その中日である五日の蹴鞠の記事について、解釈や内容等さまざまな問題を取り上げ、検討を試みた。この日の蹴鞠の位置づけをはじめとして、分明ではない点が多い。とくに蹴鞠の細かな動作などは、理解が行き届かない。その場における状況から考察しなければならぬし、蹴鞠の技法として捉える必要もあるだろう。検討の不備については教示を得たい。

本稿は、ここ八年あまり友人らとともに取り組んできた、『安元御賀記』研究の一端を示したものである。この記は、宝算祝賀の様を描いており、その内容は、平安末期の儀礼・文学・音楽・芸能などと複雑に絡み合っている。それらとの関わりを抜きにしては、この記事の理解はできない。

また一つ一つの記事は、たんなる記録にとどまらない。何らかの意義・目的を込めて書きとめているように見受けられる。その一つに、本稿で取り上げた蹴鞠における藤原頼輔の描写がある。もとよりこの個所だけではなく、この記自体に同種の課題が含まれている。安元の賀宴全体に、解明すべき多くの問題がひそんでい

ると思う。

注
(1) 長方は、『玉葉』安元元年十月五日条に、「今日御賀定云々。……行事上卿隆季卿、職事(蔵人頭)長方・五位蔵人光雅……」とあるように、賀宴の職事―行事の事務を執行する役職―であり、職務として、兼実と師長に参上を求めたのである。

(2) 貴頭らが軽装、気楽な衣装であるのならつてか、隨身らも、「院御隨身、思ひ思ひのなりどもにて、……」「関白隨身四人、四季の心を装束きたり。……」(『安元御賀記』)と随意の身なりであった。この中の将監中臣重近は、「唐の麴塵上下に、白銀の泥にて鶴を描く。赤地の錦の衣に白地の錦の単衣、革の帯をさして、征矢かきたりしこそ」(同)、

「殊折花、齡及八十也。平礼、指角帯、着錦衣、同単」(『定能卿記』)、
「院御隨身重近・兼頼已下、着布衣」(『各有風流』)候「東方」(『玉葉』)と、衣装は、明るく派手な色彩を基調とし、そこに趣向を凝らしたものであった。『安元御賀記』はこれを、「まことに翁さび人などがめそと思へるけしきなりしか」と評している。この表現は、

同じ日、鷹飼ひにて、狩衣の袂に鶴のかたを縫ひて、書きつけたりける

翁さび人などがめそ狩衣けふばかりとぞ鶴も鳴くなる

行幸のまたの日なん致仕の表たてまつりける
(『後撰集』卷十五・1076・雑一)

をもととしており、「致仕」を決意した翁が、奇抜な意匠の衣服を着て勤めに当たったことを、重近の衣装に重ね合わせている。許される範囲の中で、自分の自己主張を練り広げたのである。「(秦)兼頼已下」も同様であった(『玉葉』)。公式の行事ではないために、その場にはくだけた雰囲気漂っていたようである。

(3) 藤原頼輔については、井上宗雄『平安後期歌人伝の研究増補版』四二二―四三七ページ(一九八八年十月・笠間書

院)、桑山融・渡辺浩然「蹴鞠の研究 公家鞠の成立」五四
〜六四ページ(一九九四年三月・東京大学出版会)、永井久
美子「後日河院政期における蹴鞠——院近臣との関係を中心
に——」(義江彰夫編『古代中世の史料と文学』二〇〇五年
十二月・吉川弘文館、所収)参照。

(4) 当時「樋口齋院」と呼ばれた人は、後三条天皇皇女俊
子内親王(一〇五六〜一一三二)と白河天皇皇女恂子内
親王(？〜一一三三)の二人である。俊子内親王は延久四
(一〇七二)年十二月に退下している。その後、「今夜彼女
御、被_レ渡_二養母前齋宮樋口堀川宮_一」(『中右記』康和五年
正月二十七日。「女御」は苜子内親王)と、「樋口齋院」を
居所とした。恂子内親王は天永元(一一一〇)年九月に齋宮
として群行し、保安四(一一三三)年正月に退下している。
したがって天永三年三月に「樋口齋院」にいたのは、俊子内
親王ということになる。

(5) 佐々木孝浩「鞠聖藤原成通影供と飛鳥井家の歌鞠二道」
(『国文学研究資料館紀要』第二十号・一九九四年三月)は、
この二首を、蹴鞠を詠じた和歌として検討している。

(6) 賀茂家平は、成平の男。成平の姉妹が頼輔の母。両者は近
い関係にあった。名手と称えられた藤原成通は、成平を師と
しており、成通は頼輔の師である。頼輔は晴の場における上
鞠の故実・作法を知るべく、蹴鞠の家柄の家平を訪れたので
ある。

(7) 『玉葉』嘉応二(一一七〇)年正月三日条によると、朝覲
行幸の御遊において、兼実の前に置かれた琵琶を藤原師長と

譲り合い、師長も前に置かれた箏を藤原兼雅と譲り合ってい
る。この場合は譲るのが作法であったのかもしれないが、し
かるべき催しでの御遊においても、急に奏者の変更の可能性
はあるらしい(藤井華子氏の御教示による)。これによれば、
奏者が変わることをもって、中日の催し全般が流動しやす
かった事例の一つとは言えなくなる。ただこの問題について
は、御遊を含む儀式・儀礼の実態を調査した上で検討するべ
きであろう。

(8) 定家本を増補改訂して群書類従本ができたであろうこと
は、久保田淳「平家文化の中の『源氏物語』」(『藤原定家
とその時代』一九九四年一月・岩波書店、所収)、伊井春樹
「『安元御賀記』の成立——定家本から類従本・『平家公達
草紙』へ——」(『物語の展開と和歌資料』二〇〇三年十二
月・風間書房、所収)以降の諸論考が明らかにしている。

(9) 蹴鞠の時に履く「襪」については、村戸弥生「遊戯から芸
道へ 日本中世における芸能の変容」(二〇〇二年二月、玉
川大学出版部)一一五〜一二七ページに詳しい。

(10) 先に引いた『古今著聞集』(蹴鞠)には、頼輔が、安元の
御賀において、「皮襪を履きて、三足蹴んと思ふなり」と意
向を述べ、家平が「装束には襪候ふ」と応じている。「襪」
の重要性を意識していたのである。

(11) この記には、和歌・詩文を踏まえた表現が多い。拙稿
「『安元御賀記』の文体と表現」(『国文学論叢』第六十一
輯・二〇一六年二月)参照。

(12) 上鞠について、『成通卿口伝日記』には、

庭に鞠をおく。重代のものによくよしをふるべし。若し重代のものなくば、当時の上手にさるむねとあらむ人々、主君との外、このこと沙汰すべからず（上鞠の事）

とあり、頼輔が上鞠に選ばれたのは、「当時の上手」としてのようである。

(13) 上鞠が二度蹴るか三度かは、頼輔の師成通が、

二足をもて三足のたび、よき方へ放て。主君とむねとの人の方へ放つべからず。木の枝にかくべからず。二足三足両説なり（『成通卿口伝日記』「上鞠の事」）と、三度と言うが、それでも二説あると慎重である。

(14) 『玉葉』によれば、鞠場の「東方」に後白河院の、「西方」に基房・兼実・師長らの隨身たちがおり、それた鞠を取って殿上人に渡していた。その中の基房の隨身が、拾った鞠を木に撃ちつけ、観衆が大いに笑ったという。あるいは興趣の乏しい蹴鞠への怒りを示したのか。

(15) 浜畑圭吾「「ほこりか」な人々——群書類従本『安元御賀記』における人物造型——」（『古典文芸論叢』第八号、二〇一六年二月）は、このあたりを、平家一門の称揚を目的として行われた、群書類従本の増補改変の一つであると述べている。

*本稿は、科学研究費助成金基盤研究（C）「『安元御賀記』を中心とした院政期御賀の総合的研究」の成果の一部である。